

みなかみ町新治学童クラブ

指定管理者募集要項

みなかみ町子育て健康課

みなかみ町新治学童クラブ指定管理者募集要項

新治学童クラブの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 61 号）の規定により、新治学童クラブの管理運営に関する業務を行う指定管理者の候補を募集します。

1. 対象となる施設の概要

- (1) 施設の名称 みなかみ町新治学童クラブ
- (2) 所在地 みなかみ町新巻 1 4 4 番地 2
- (3) 施設の目的 町内小学校に在籍する児童で、放課後家庭において保護者等が就労などにより常時不在となっている家庭の児童等を、健全な遊びを通じて個別的、集団的に指導することにより、児童の健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置した。
- (4) 施設の概要 主な施設内容
 - ・園舎（鉄筋コンクリート造）656 m²
 - ・倉庫（木造）22 m²
 - ・敷地面積 約 3900 m²

2. 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本事項は次のとおりとする。

(1) 開所時間

- ① 小学校登校日 下校時から午後 6 時 30 分まで
- ② 小学校休業日 午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、開設時間を変更することができる。

(2) 休業日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 振替休日
- ④ 8 月 1 2 日から 8 月 1 6 日まで
- ⑤ 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

(3) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、みなかみ町個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、みなかみ町新治学童クラブの管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守すること。

3. 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は別紙仕様書による）

- (1) 新治学童クラブにおける放課後児童健全育成事業の実施に関する事。
- (2) 新治学童クラブへの入退会の手続きに関する事。
- (3) 指定施設の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (4) 本施設の運営に関する事。
- (5) 管理運営のための体制の整備に関する事。
- (6) 利用料金の徴収に関する事。
- (7) 施設賠償責任保険に関する事。
- (8) 利用者の安全の確保に関する事。
- (9) 個人情報の保護に関する事。
- (10) 情報公開に関する事。
- (11) 業務報告に関する事。
- (12) その他施設の管理運営に関し必要な業務。

4. 利用料金収入

利用料については、指定管理者の収入とする。（令和2年4月1日以降の利用料が対象）
利用料金の額は町長の承認を得て、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例に定める範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

5. 指定管理者の業務にかかる経費

指定管理者が行う業務遂行に要する経費は、利用料金及びその他の収入、並びに町が支払う指定管理料をあてるものとする。

6. 指定管理者の指定期間

指定期間は、原則として令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、指定管理者からの提案内容によっては、指定期間の変更を行う場合がある。なお、この期間は町議会の議決を経て、正式に指定期間とする。

また、指定期間中に管理を継続することが妥当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

7. 応募資格等

- (1) 応募者の資格は、法人又はその他の団体であって次の要件を満たす団体とする。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 - ② 指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していないこと。
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めること。
- (3) 応募一団体又は一グループにつき申請は一件とする。

8. 応募方法

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和元年12月18日から令和元年12月27日まで
(但し、土・日曜日は除きます。)
午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 配布場所 みなかみ町役場 子育て健康課
〒379-1393 みなかみ町後閑318番地

(2) 提出書類

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 団体の概要に関する書類
- ⑤ 申請団体の定款又は寄附行為等(法人以外の団体にあつてはこれに類するもの)
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 財産目録及び貸借対照表(申請前事業年度)
- ⑧ 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していない証明
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

上記のうち、提出できないものについては、子育て健康課と協議すること。

(3) 提出部数

正1部、副2部(コピー可)

(4) 受付期間

令和元年12月18日から令和2年1月20日まで
(但し、土・日曜日は除きます。)
午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出先

募集要項配布先と同じ

(6) 募集要項に関する質問の受付

- ① 期 間 令和元年12月18日から令和2年1月6日まで
- ② 提出方法 質問書(別添様式)により行うこと。
郵送(必着)ファックスでも可とする。
なお、電話、口頭による質問は受け付けない。

※質問に対する回答は令和2年1月10日までに原則として募集要項受領者全員に回答。

9. 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

- ① 事業計画書の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 指定を受けようとする団体が事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- ④ その他、町長が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準に適合していること。

(2) 選定方法

みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において、書類審査及び面接審査を行い、その結果を踏まえ、町長が指定管理者の候補を選定する。

(3) 決定

指定管理者は、町議会の議決を経て決定する。

10. 協定

町と指定管理者と協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」を締結する。

11. 付帯条件

- (1) 現在就業している職員については、本人の同意を得て継続して雇用すること。
- (2) 雇用の確保にあたり、地元住民を優先して採用すること。
- (3) 地域社会との交流及び連携を積極的に図ること。

12. その他

(1) 費用負担

応募に関して必要となる経費は、申請者の負担とする。

(2) 著作権の帰属等

応募の提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、町は指定管理者の選考に必要な場合など、その他町が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。また、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(3) 提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報について、町に対し情報公開請求があった場合には、透明性の確保から、提出された書類について公開する場合がある。

(4) 虚偽記載の取扱い

提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(5) 応募辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（別添様式）を提出すること。

(6) スケジュール

年 月 日	内 容
令和元年12月18日～令和元年12月27日	募集要項の配布
令和元年12月18日～令和2年1月6日	募集に関する質問書の受付
令和元年12月18日～令和2年1月10日	質問に関する回答
令和元年12月18日～令和2年1月20日	応募書類の受付

13. 問い合わせ先

みなかみ町役場 子育て健康課

〒379-1393 みなかみ町後閑318番地

電話番号 0278-62-2111（内線422）

0278-25-5009（直通）

ファックス 0278-62-6610

指定管理者指定申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名 ⑩
電話番号 ()

みなかみ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、下記施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

施設の名称	みなかみ町新治学童クラブ
施設の所在地	みなかみ町新巻144番地2

(注意事項)

申請に際しては、次の書類を添付して下さい。

- 1 指定を受けようとする施設の管理業務に関する指定予定期間内の事業計画及び収支報告
- 2 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- 3 指定申請の日の属する前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時の財産目録とする。
- 4 指定申請書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画及び収支予算書
- 5 町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃をそれぞれ完納していることを証明する書類
- 6 その他町長が必要と認める事項

3 施設の維持管理についての具体的な内容と手法

(1) 施設全般の維持管理について

(2) 安心安全面からの管理運営について（事故対策、病気、衛生対策等）

(3) 緊急時対策について（防犯・防災、その他緊急時対策等）

(4) 個人情報保護などの情報管理体制について

(5) その他

収支予算書

(単位：千円)

	科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考	
収 入	利用料金収入							
収 入 合 計 (A)								
支 出 項 目	人 件 費							
	支 出 合 計 (B)							
	(A) - (B)							

- ※ 指定を受けようとする期間における各年度の収支予算を主な収入支出項目に区分して示すこと。
- ※ 消費税及び地方消費税等を含んだ額を記載すること。

質 問 票

施設の名称	みなかみ町新治学童クラブ
申 請 者	

		質 問 事 項	回 答
1	団体の理念について	① 貴団体の経営方針を上げてください。	
		② 指定管理者の指定を申請した理由は何ですか。	
		③ 施設の現状に対する考え方及び将来展望についてどう考えますか。	
2	管理運営方針について	① 施設の設置目的をご存じですか。	
		② 住民の平等な利用を確保できますか。そのためにどのような具体策がありますか。	
		③ サービスを向上させるための方策はありますか。	
3	利用者への対応等	① 利用者等の要望があった場合はどのように扱いますか。また具体的な案はありますか。	
		② トラブルを防止するための具体策、対処方法の具体策を定めていますか。	
		③ 地域との連携、他施設との連携をどのように図るつもりですか。	
4	収支予算書について	① 提出された収支予算の収入見込みの根拠を記入してください。	
		② 提出された収支予算の支出見込みの根拠を記入してください。	

		質 問 事 項		回	答
5	自主事業予算書について	①	予定している自主事業の収入見込みについて記入してください。		
		②	予定している自主事業の支出見込みについて記入してください。		
6	自主事業について	①	予定している自主事業の内容について記入してください。		
7	団体の安定性、継続性	①	直近の貸借対照表・損益計算書を提出してください。		
		②	施設運営にかかる保有技術・有資格者等がありますか。		
8	管理運営体制等	①	職員の配置（指揮命令系統がわかる組織図を含む）予定・計画について。		
		②	施設を適切に運営するための職員研修計画はありますか。		
		③	施設を適切に運営するための経理体制はどうなっていますか。		
9	安全対策等	①	安全・安心面からの管理運営の具体策などがありますか。		
		②	個人情報に関する保護規定等の策定を行っていますか（行う予定がありますか）		
		③	防犯・防災マニュアルを定めていますか、防犯・防災訓練の実施を予定していますか。		
		④	緊急時の連絡体制を定めていますか。		
10	その他	①	特に本施設について感じることがあれば記入してください。		

辞 退 届

みなかみ町長 様

平成 年 月 日付けでみなかみ町新治学童クラブに係る指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退します。

平成 年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 (印)
電話番号 ()

募集に関する質問書

平成 年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 (印)
電話番号 ()

担当者名
所属部署
電話番号 ()
F A X ()

質問の内容